

令和 7 年 3 月

長門市議会定例会

追加議案参考資料

目 次

議 案

- 第 37 号 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を . . . 1
改正する条例
- 第 38 号 長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例 . . . 2

長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）が令和 7 年 4 月 1 日に施行されるところ。

令和 6 年 8 月 8 日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」に係る項目が明らかにされ、民間労働法制の施行から遅れることなく実施することとされており、それに伴い、国家公務員においても同様の措置が講じられる。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）においては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、本市においても民間労働法制及び国家公務員の措置に準じ、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

（1）時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大（第 8 条の 3 関係）

- ・対象となる職員の範囲を、3 歳に満たない子を養育する職員から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に拡大するもの。

（2）仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

（第 15 条 3 及び第 15 条の 4 関係）

- ・職員が家族の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、以下の措置を講ずるもの。

- ① 介護を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
- ② 職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- ③ 職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

※ 2 改正の内容の（1）は、公布の日から施行

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に合わせて、国民健康保険料の賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準について、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる。

①基礎賦課限度額

現行：65 万円 ⇒ 改正後：66 万円

②後期高齢者支援金賦課限度額

現行：24 万円 ⇒ 改正後：26 万円

※介護給付金賦課限度額（17 万円）については据え置き

(2) 国民健康保険料の減額の対象となる所得基準を引き上げる。

① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乘すべき金額を 30 万 5 千円（現行：29 万 5 千円）とする。

② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数等の数に乘すべき金額を 56 万円（現行：54 万 5 千円）とする。

※ 7 割軽減（被保険者数等の数に乘すべき金額はなし）については据え置き

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

※改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用

※令和 6 年度以前の年度分の保険料については、従前のおり